

新型コロナウイルス感染症発生段階ごとの対応一覧

新型コロナウイルス感染症の発生段階ごとの対応を定めました。原則、対応一覧に基づき事業等を実施していきますのでご理解とご協力をお願いします。

なお、次の**感染症対策を実施することを前提**にしていますので、ご協力よろしくをお願いします。

・3密（密閉・密集・密接）の回避 ・マスク着用、手洗いなどの手指消毒 ・参加者名簿の作成、検温・健康状態の記録

項目	県内発生	隣接市発生 (大船渡市・陸前高田市・釜石市・ 遠野市・奥州市・一関市)	町内発生	問い合わせ先
町が主催するイベントの開催	実施	実施	中止・中断・延期	各担当課 46-2111(代)
町が実施する事業・会議等の開催	実施	実施	濃厚接触者の範囲の特定や検査結果が判明するまでの間中止 法律等により実施しなければならない事業等は実施	各担当課 46-2111(代)
町から各種団体への要請	感染症対策の要請	感染症対策の要請	中止・中断・延期要請	各担当課 46-2111(代)
町有施設 町民ホール 保健福祉センター 農林会館 など	開館 利用者数は定員の50%以下	開館 利用者数は定員の50%以下	開館 利用者数は定員の50%以下 濃厚接触者の範囲の特定や検査結果が判明するまでの間休館	町民ホール 総務課 46-2112 保健福祉センター 保健福祉課 46-3862 農林会館 農政課 46-3861
中央公民館図書室 地区公民館	開館(緊急事態宣言区域・まん延防止等重点措置地域除く)	開館(緊急事態宣言区域・まん延防止等重点措置地域除く)	開館(緊急事態宣言区域・まん延防止等重点措置地域除く) 濃厚接触者の範囲の特定や検査結果が判明するまでの間休館	教育委員会 46-3863
まち家世田米駅	通常営業	管内:日・祝日は休業。 その他近隣市:通常営業	休業	農政課 46-3861
社会体育施設 学校体育施設 地区公民館体育館	利用可(緊急事態宣言区域・まん延防止等重点措置地域除く) 利用者数は定員の50%以下 (※1)	利用可(緊急事態宣言区域・まん延防止等重点措置地域除く) 利用者数は定員の50%以下 (※1)	町内の団体・個人及び町内への通勤・通学者(休校中の学校を除く)は利用可 濃厚接触者の範囲の特定や検査結果が判明するまでの間休館	教育委員会 46-3863
住田町民俗資料館	開館(ただし、緊急事態措置されている都道府県は除く)	開館(ただし、緊急事態措置されている都道府県は除く)	開館(ただし、緊急事態措置されている都道府県は除く) 濃厚接触者の範囲の特定や検査結果が判明するまでの間休館	教育委員会 46-3863
保育園	開園	開園	開園 園内で感染者が発生した場合、当該園のみ濃厚接触者の範囲の特定や検査結果が判明するまでの間休園	世田米保育園 46-3049 有住保育園 48-2704
小中学校	登校	登校 児童生徒によっては個別に対応	登校 児童生徒によっては個別に対応 学校内で感染者が発生した場合、当該校のみ濃厚接触者の範囲の特定や検査結果が判明するまでの間休校	教育委員会 46-3863
放課後子ども教室	実施	実施を基本に個別対応	実施を基本に個別対応 休校の場合は閉鎖	教育委員会 46-3863
学童クラブ	実施	実施を基本に個別対応	実施を基本に個別対応 世田米小学校休校の場合は運営者に原則閉鎖を要請	教育委員会 46-3863
中学校部活動	対外試合は県内とし、相手校の状況により実施(※2)	対外試合は県内とし、相手校の状況により実施(※2)	町内での活動のみ 濃厚接触者の範囲の特定や検査結果が判明するまでの間、休校の場合は休止(※2)	教育委員会 46-3863
スポーツ少年団	対外試合は県内とし、相手校の状況により実施(※3)	対外試合は県内とし、相手校の状況により実施(※3)	町内での活動のみ 濃厚接触者の範囲の特定や検査結果が判明するまでの間、休校の場合は中学校部活動に準じ休止を要請(※3)	教育委員会 46-3863

※1 県大会及び県大会の予選等は、主催者の判断。 ※2 全県を対象とした大会等への参加及び合同チームの活動は、個別に検討。

※3 全県を対象とした大会等への参加は、各団体の判断。

● 対応の開始日は感染者が確認された日から、対応の解除日は最後に感染者が確認された翌日から起算して14日後。

住田町新型コロナウイルス感染症対策本部 (保健福祉課) ☎46-3862